

コロナウイルスの影響により事業用固定資産税 の延納を希望される方へ

コロナウイルスの影響により、令和2年3月分の事業用の固定資産税を納期限内(3月31日)までに納付することが困難で、5月29日(金)までに延納を希望される事業所又は個人事業主について、下記の条件に該当される場合は納税相談のうえ、延納を認め、延滞金を免除いたします。

《条件》

原則、滞納がない事業所・個人事業主で、次の要件に該当する方。

- ① 3月分(10期)の事業用の固定資産税額が10万円以上の事業所・個人事業主
- ② 3月分(10期)の事業用の固定資産税額が10万円未満で、令和2年4月又は5月中に銀行の融資を検討されている事業所・個人事業主

※1 滞納がない事業所・個人事業主とは、直近1年以内で、特別徴収・入湯税を含む期限内の納付及び申告をしている事業所・個人事業主とします。

※2 滞納があっても、分納誓約により誠実に納税が履行できていれば、納税相談を受け付けます。

※3 延納が認められた場合でも、督促状は発送され、督促料100円も発生します。

※4 延納する為には、納付誓約書を提出していただく必要があります。納税相談時に書類に会社名、氏名、延納額等の記入、押印をしていただきますので、代表者印等をお持ち下さい。

※5 延納後、延滞金が確定したのち、延滞金免除申請書を提出していただきます。

※6 審査の結果、申請を却下する場合があります。

◎ 延納の納税相談をご希望の事業所、又は個人事業主の方は、観光商工課へお問い合わせください。(税務課へおつなぎします。)

◎ 延納の納税相談は、3月18日から開始します。税金を「口座引落」にされている事業所・個人事業主の方は、23日午前中までに相談していただく必要がありますので早めにお問い合わせ下さい。

【お問合せ先】 嬉野市役所 観光商工課 TEL 0954-42-3310